

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 公文書管理の様々な問題について

質問要旨

公文書の扱いに関し、昨年 6 月、9 月、及び 12 月定例会での一般質問に引き続き、以下質問する。なお、以下で「前回」としているのは昨年 12 月定例会のことを指す。

1. 小平市公文書管理規則第 10 条第 1 項には次のようにある。「課長は、条例第 5 条第 2 項に規定する基準に基づき、ファイルを分類し、名称、保存期間、保存期間が満了したときの措置その他必要な事項を定め、系統的に公文書の分類及び整理を行うものとする。」また、同規則第 10 条第 2 項には「前項の規定により定める保存期間が 1 年未満のものを除き」という文言がある。つまり、同第 1 項は「保存期間 1 年未満の公文書についても保存期間とそれが満了したときの措置を定めなければならない」と解釈できる。しかし、その定めをした公文書がない。前回指摘したところ、「細かいところを分析する」旨の答弁だった。分析した結果の解釈を伺う。
2. 文書総合管理システム上にのみ登録されているメモ、掲示板の情報、コメント、更新者・更新日時、PDF に手書きしたもの等も公文書である。しかしこれらを公開・開示した実績が無いようだ。前回質問したところ「公開・開示した実績は把握していない」旨の答弁だった。この答弁は「実績そのものが記録として残っていない」という意味か。もし実績を把握しているのであれば、具体的な件数を伺う。
3. 文書の一部公開時のマスキングは、黒塗りが基本ではないとの答弁が前回あった。白塗りと黒塗りの併用を許すと、どこを隠したか分からないようにできる。答弁では考えていくとしたが、その後どう考えが進んだか。
4. 保存年限経過文書も公開対象であることを市が見落とし、公開決定を取り消した事例があったことが前回の答弁から明らかになった。また、この取り消しから再決定まで 5 か月以上もかかった理由として、慎重に公文書の特定を進めていたためとした。公開決定の取消しに伴う公開決定の期限には規定がないとも答弁したが、審査会への諮問・答申がないケースでは、再決定についても 14 日や 60 日の期限を設けるべきではないか。見解を伺う。
5. 前回、学校いじめ対策委員会協議録の保存期間を定めた文書が存在せず、小平市立学校公文書管理規則第 18 条に反するのではないかと問うたところ、学校における保存期間を定めた文書の作成状況は現在把握していないとの答弁だった。公文書が条例・規則等に則り適切に作成されているかを確認するルーチンは存在しないのか。また、特にいじめ対策という重要事項について、これらの文書が作成されていない現状をどう認識しているか。
6. 前回、学校いじめ対策委員会の記録を公文書として残していない事例について、市立学校 1 校において、平成 29 年度から昨年度まで記録を作成していなかったことを確認していると答弁した。しかし市民の公開請求では、少なくとも令和 4 年度は、花小金井小学校と学園東小学校以外、すべて記録が不存在とされている。つまり令和 4 年度は、ほぼ全校で、いじめ対策委員会の会議録が作られていなかった、もしくは同委員会自体が開催されていなかった、のどちらかということになるのではないかと、見解を伺う。
7. 令和 5 年 6 月に個人情報開示請求で開示された花小金井小学校のいじめ対策委員会会議記録と、令和 7 年 9 月に公文書公開請求で公開された同記録の間に、様式・枚数・件名表記・校長印の有無・黒塗りと白抜きの使い分けなど明確な差異があり、公文書改ざんの疑いがある。昨年 11 月 25 日に市教育委員会へ問い合わせ後、調査中とのことだったが、現在までの調査進捗、判明事実、調査終了見込みを伺う。
8. 公文書の公開請求書の控えを交付する課としない課がある点について、前回伊藤議員が文書質問したところ、今後対応方法を検討するとの答弁だった。その後の進捗はどうか。
9. 市民が提出しその場で収受印を押された公文書を、その市民自身が写真撮影してはいけないルールはあるか。
10. スクールカウンセラーに提出されたアンケート(こころスケール等)や児童の体罰アンケートには、児童の心理状態や被害体験等に関する要配慮個人情報が含まれる可能性が極めて高いと考えられる。これらの記録について、不存在・廃棄・持ち出し等の個人情報漏えいのおそれが複数回指摘されているにもかかわらず、個人情報の保護に関する法律第 68 条および同施行規則第 43 条に規定された、要配慮個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態に対する報告・調査・対応が適切に行われていない状況が続いているようだ。市として、これまでどのような事実確認や対応を行ってきたのか、また今後どのように対処する方針なのか、具体的に伺う。
11. 令和 5 年 8 月 14 日に公開請求された体罰等調査シート(平成 29 年度と令和元年度分)は、その約 1 か月前(7 月 3 日)に廃棄済みだとして決定通知(8 月 28 日付)された。しかし廃棄の起案は請求日の約 1 か月後(9 月 28 日)で、起案遅延理由に「失念」とある。実際は請求された後に廃棄したのではないかと。
12. 昨年「内部統制が機能せずコンプライアンス違反が続く状況について」として代表質問した複数の不服審査請求について、反論書が提出されてから最長で約 1 年 10 ヶ月放置されている件の現在の状況を伺う。
13. 鷹の台駅前広場整備工事で、職員の私物スマートフォンやカメラが業務利用されていたというが、事前に必要とされている使用目的等の明確化と情報セキュリティ管理者への申請・承認は正しく行われていたか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 8 年 2 月 10 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23	2 / 3